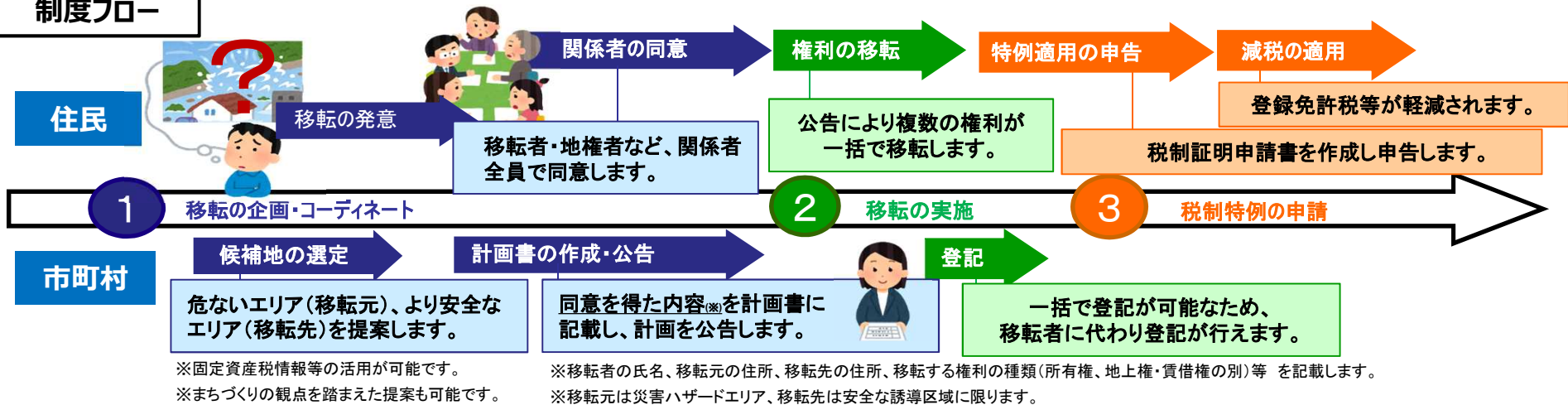


# 防災移転支援事業(居住誘導区域等権利設定等促進事業)

- 災害ハザードエリアからの**住宅又は施設の移転**に対して、市町村が主体となって移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画（都市再生特別措置法第109条の7）を作成し、**手続きの代行等**を行う。
- 事業主体：**立地適正化計画**（都市再生特別措置法第81条）を作成している市町村
- 対象：**災害ハザードエリアから居住誘導区域又は都市機能誘導区域に住宅又は施設を移転する場合**

## 制度フロー

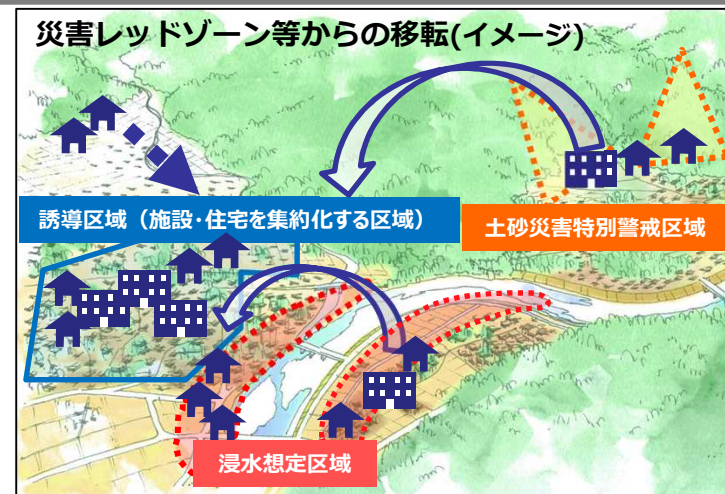


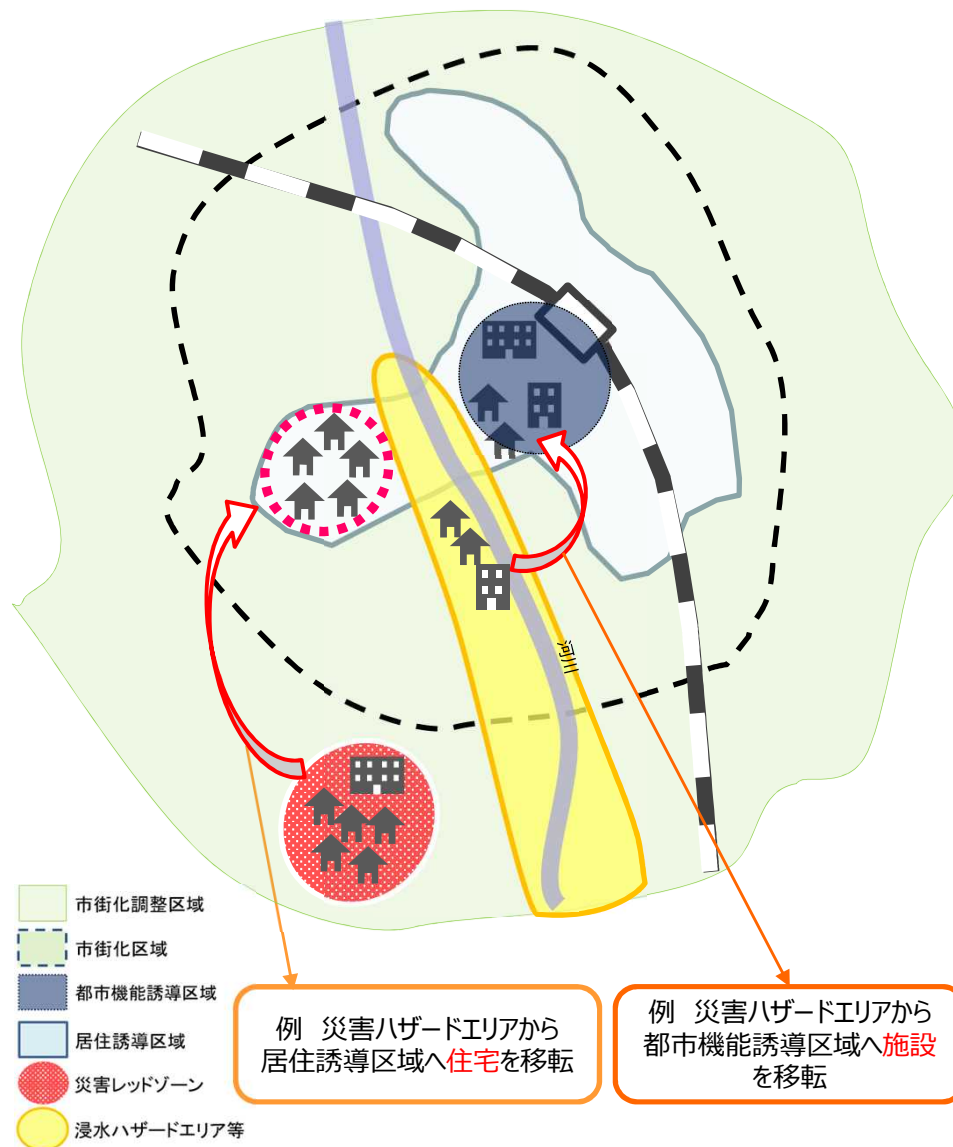
## 税制特例の概要

災害ハザードエリア(災害レッドゾーン、浸水ハザードエリア等)から安全な区域への移転を促進するため、市町村がコーディネートして策定した防災移転支援計画に基づき施設又は住宅を移転する場合、移転先として取得する土地建物に係る税制上の特例措置を講じる。

### 特例措置の内容

- 登録免許税 【～令和8年3月31日】  
本則の1/2軽減 \* 所有権移転登記、地上権・賃借権設定登記
- 不動産取得税 【～令和7年3月31日】  
課税標準から1/5控除





## 【税制】防災移転支援事業

災害ハザードエリアから居住誘導区域又は都市機能誘導区域への住宅又は施設の移転に対して、移転先として取得する土地建物に係る税制上の特例を措置（登録免許税・不動産取得税）

## 【予算】都市構造再編集中支援事業

災害ハザードエリアから都市機能誘導区域への病院・福祉施設等の都市機能誘導施設を移転する市町村、民間事業者等に対して補助金を交付（交付率 国：1/2）

## 【予算】がけ地近接等危険住宅移転事業

災害ハザードエリアから既存不適格住宅等の移転を行う者に対し補助金を交付する地方公共団体に対して、交付金を交付（交付率 国：1/2）

## 【予算】防災集団移転促進事業

災害ハザードエリアから地域が一体となって行う住居の集団的移転に対して、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助（補助率 国：3/4）

## 【予算】コンパクトシティ形成支援事業

災害ハザードエリアから居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査を支援（補助率 国：1/2(上限500万円/年)）